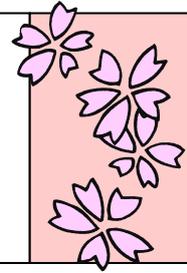


税理士みむらの

プチ経営塾



日経新聞抜粋

生命保険で相続税減らす

平成 27 年 1 月より相続税が改正されました。

現行の基礎控除

$$5000\text{万円} + \left(1000\text{万円} \times \begin{matrix} \text{3人の場合} \\ \text{3人} \end{matrix} \right) = \text{相続税の基礎控除額 } 8000\text{万円}$$

基礎控除額＝
5,000 万円＋（1,000 万円×法定相続人の数）

改正施行後（2015年1月1日～）の基礎控除

$$3000\text{万円} + \left(600\text{万円} \times \begin{matrix} \text{3人の場合} \\ \text{3人} \end{matrix} \right) = \text{相続税の基礎控除額 } 4800\text{万円}$$

基礎控除額＝
3,000 万円＋（600 万円×法定相続人の数）

今回の相続税改正の最大のポイントは相続税の対象の拡大です。



相続税がかからない生命保険の種類

相続税対策を目的とするなら、生命保険はどんな種類、どんな契約内容であっても有効という訳ではありません。相続税対策に向いているのは「**終身保険**」です。途中で保障がなくなってしまう養老保険や定期保険などは相続対策には向きません。また、定期付終身保険は一生涯の死亡保障が付くものの、一定期間を過ぎれば死亡による保険金は減ってしまう点でお勧めはできません。



契約形態で税金が変わる

| 契約形態 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 | 受取人が 払う税金 | 節税手段・効果など |
|-------------|-----|------|-----|--------------|-----------------------------|
| 契約者と被保険者が同じ | 親 | 親 | 子 | 相続税 | 法定相続人1人当たり500万円の非課税枠 |
| 契約者と受取人が同じ | 子 | 親 | 子 | 所得税・住民税 | 保険金が一時的所得として課税対象額が軽くなるケースも※ |

※課税対象額＝（保険金－払込保険料－50万円）×1/2

受取人を誰にするか

法定相続人の範囲

| 相続人 | | 法定相続分 |
|--------|------|-------|
| 第1順位 | 配偶者 | 1/2 |
| | 子 | 1/2 |
| 第2順位 | 配偶者 | 2/3 |
| | 父母 | 1/3 |
| 第3順位 | 配偶者 | 3/4 |
| | 兄弟姉妹 | 1/4 |
| 配偶者のみ | | 全部 |
| 子のみ | | 全部 |
| 父母のみ | | 全部 |
| 兄弟姉妹のみ | | 全部 |

受取人を配偶者にしない。配偶者は配偶者の税額軽減の規定により法定相続分(又は1億6,000万円)まで相続税が課税されないという特典があります。そのため、せっかく非課税で渡せる生命保険は**配偶者以外の相続人に指定した方が有利**です。基本は配偶者又は2親等以内の血族(保険会社によっては2親等内の血族がない場合、3親等内の血族でも指定できる場合があります)。

死亡保険金の課税

ネットより抜粋

| | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
|------|-----------------|------|-----|
| ケース1 | 夫 (契約者=被保険者) | | 妻 |
| ケース2 | 夫 (契約者=被保険者) | | 子 |
| ケース3 | 夫 | 妻 | 夫 |
| ケース4 | 夫 | 妻 | 子 |

ケース1 ケース2

相続税が適用されます。

相続税には各種控除があるので、相当高額な相続財産がない限り、相続税を納める必要はありません。

ケース3

契約者=保険金の受取人

一時所得として「所得税・住民税」の課税対象となります。

※ 課税一時所得の金額=(受け取る保険金-支払保険料総額-50万円)×1/2

ケース4

贈与税が課税されるのは、契約者、被保険者、保険金の受取人が全て異なる場合です。

※ (年間で贈与を受けた価額の合計-基礎控除110万円)×速算表の税率-速算表の控除額

<相続税の速算表>

| 法定相続人の取得金額 | 現行 | | 改正後 | |
|--------------|-----|---------|-----|---------|
| | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 1千万円以下 | 10% | 0 | 10% | 0 |
| 1千万円超 3千万円以下 | 15% | 50万円 | 15% | 50万円 |
| 3千万円超 5千万円以下 | 20% | 200万円 | 20% | 200万円 |
| 5千万円超 1億円以下 | 30% | 700万円 | 30% | 700万円 |
| 1億円超 2億円以下 | 40% | 1,700万円 | 40% | 1,700万円 |
| 2億円超 3億円以下 | | | 45% | 2,700万円 |
| 3億円超 6億円以下 | 50% | 4,700万円 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | | | 55% | 7,200万円 |

生前贈与

生前贈与を10年間実施すると節税効果は？

| 贈与せず | 子2人、孫1人に 毎年110万円ずつ | 子2人、孫1人に 毎年310万円ずつ |
|--|---|--|
| <p>相続財産 2億円</p> <p>贈与税 発生せず</p> <p>相続税 3340万円</p> <p>合計 3340万円</p> | <p>3300万円</p> <p>贈与財産 1億</p> <p>相続財産 6700万円</p> <p>贈与税 非課税</p> <p>相続税 2350万円</p> <p>合計 2350万円</p> | <p>9300万円</p> <p>贈与財産 9300万円</p> <p>相続財産 1億</p> <p>相続財産 700万円</p> <p>贈与税 600万円</p> <p>相続税 900万円</p> <p>合計 1500万円</p> |

(注)法定相続人は子2人、税金は来年以降

親から子や孫に、毎年、保険料相当額の資金を贈与し、契約者と受取人は子や孫、被保険者を親として生命保険に加入する方法があります。毎年1人あたり110万円の保険料に相当する資金を子や孫の3人に贈与しますと、年間330万円、10年間で3300万円の財産が移転します。そして親の相続の時に子供や孫に支払われる保険金は相続税の対象ではなく、一時所得として低い所得の課税となります。